

審議（会議）結果

審議会等名称	令和6年度第2回社会福祉審議会
開催日時	令和7年3月26日（水曜日）10時00から11時30分まで
開催方法	オンライン会議（Zoom）
出席者	鈴木委員長、結城副委員長、（以下名簿順）、小貫委員、大島委員、太田委員、加藤忠相委員、小林委員、小島委員、佐藤委員、栄居委員、佐々木委員、しきだ委員、諏訪部委員、田中委員、長野委員、長谷川委員、林委員、福山委員、松浦委員（計19人）
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり
【事務局による進行】 ・福祉子どもみらい局長あいさつ ・委員長あいさつ （事務局） 【資料1 令和7年度当初予算（案）主要施策の概要】説明 【質疑応答】 （鈴木委員長） 令和7年度当初予算の主要施策につきましてご説明をいただきました。それではこの事項につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらどうぞよろしくお願いいたします。 （大島委員） 61ページの「ともに生きる社会の実現に向けた取組」3事業内容（3）について、大学生との連携として計画を立てていますが、「等」を入れたほうがより広く学生に対してということではよいのではないかと考えますが、大学生と限定した理由を教えてください。 （事務局・共生推進本部室長） 高校生についても出前授業などを行っていますが、大学生については、大学のゼミや講座単位で、様々な取組を行っていただき、その結果を皆さんで報告し合うといった取組を中心に進めていました。 今年は新たなつながりができ、高校生にもご参加いただくよう幅を広げる形で実施していますので、名称等についてはいただいたご意見を今後検討していきたいと思っています。	

(事務局・企画調整担当課長)

これまでも若年層への取組を行っていたところですが、高校までは県教育委員会との連携で取り組めたのですが、大学は個別に当たらなければ難しい面があり、共生推進本部室から各大学に直接アプローチをかけながらつないできたといった事情がございました。

(大島委員)

短大や専門学校は入らないのかと思ったものですから、高校生までは考えておりませんでした。ありがとうございます。

(田中委員)

62 ページの「ウ 障がい者就労相談基盤整備事業費」について、この図を見ますと、地域の就労援助センターの事業委託と市町村の就労相談員の配置事業の補助による重層的な支援体制の構築とありますが、どちらも相談件数が多いです。

例えば市町村は、地元に着した働く場所の開拓や、それから相談といっても、つなげるだけでなく、離職の相談や働き続けるための相談など、かなり幅広い相談に従事しているところが多く、相談件数も多いと承知しています。

県域の就労援助センターと機能がバッティングするところについて、役割分担はどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

(事務局・障害福祉課長)

元々の課題意識として、各市町村で独自に就労支援を、例えば委託相談の中で実施している実情がありますが、そこに対して県からは支援をしているというわけではない、というものでありました。

また、市町村で支給決定をしている就労移行支援や就労定着支援は利用期間に限られるので、その後の支援は、障害者就業・生活支援センター（なかぼつセンター）に引き継がれることが多いです。

一方で、なかぼつセンターは登録者が増えて個別支援で精一杯のため、県域について新たな課題が発生したとき等になかなか対応できずにいる、といった状況があります。

なかぼつセンターには、県と市町村で協調して補助金を出している地域就労援助センターはありますが、市町村ではもう続けられないというような話もある中、これから就労支援の基盤をどう整備していくか、再構築していくかというのが、問題意識のベースにありました。

市町村への就労相談員の配置への補助については、基本的には市町村に判断していただくものと考えています。ただ、今までの経過で、特に県西部では市町村間で協定書を締結して、なかぼつセンターには、地域就労援助センターへ補助について協定を締結してい

るところもあるので、そちらも補助対象にしていくことも考えています。

基本的には市町村が独自に就労支援の取組を行っていますので、そちらに対して支援しながら、他の市町村にも取組を横に広げていただくとよいかと思い、市町村と調整してきたところです。

また、地域就労援助センターの委託は、市町村からは特段負担を求めずに、県単独事業として新規で委託するものです。県域の市町村の取組が進めば、そこへのバックアップがどうしても必要になってくる。一方で、なかぼつセンターは普段の支援でいっぱいになっている状態にありまして、

県域の支援のほか、インクルーシブ教育推進校などで、これから卒業生が出ていく中で、そちらの就労支援はまだ十分にできていないと認識していますので、教育局と連携をしながら、なかぼつセンターのこの委託事業の中で、少し支援ができないかなと思っています。ところでございます。

(田中委員)

ありがとうございました。協議会などを研究レベルで見ていると、やはり地域に密着した企業が参加した協議組織や農福連携などは就労支援の高まりがありますが、やはりそのあたりはなかぼつセンターには手が出ないところなので、そういう意味でうまく連携や住み分けができて、市町村を強化していくというようなことがあってもよいのではないのかと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

(加藤(忠)委員)

障害福祉系の人材育成の方に大分予算を使われているイメージがありますが、養成数の目標値や、目標が達成されているのか、その予算に見合った養成になっているのか、県が直接行っているのか委託なのかも含めてお聞きします。

能登半島でも、実際は実態的には全然できていないものに対してお金が支払われて、あまりこなせていないものなどを見ているので、それをお聞きしたいのが一点です。

もう一点が福祉避難所等の話です。3.11でも能登半島地震でも本来すぐに設置されなければいけないものが、大分後になってから設置される傾向があります。例えば私の住んでいる藤沢市では、福祉避難所はありますが、公開されていません。公開されるとただでさえ人が足りないところに人がたくさん来てしまうので公表しないでくれ、というよくわからないことになっている状況です。

また、備蓄に対しての補助ですが、実際能登半島を見ても奥能登に関しては高齢化率5割くらいのところに、普通の工事現場に送られるトイレを送られても、多くの方が用を足せないし、介助にも入れないという状況です。

藤沢市も例えば社会福祉法人の特養に保健師が2人派遣される、といった人員配置になっていますが、それではとても見られないというのは明白なので、多分オープンにはで

きないと思います。現地のボランティアに関しては、自身も被災者になっていますので、大事なのは、他の県外からどれだけの人が来てくれる体制をつくれるのか、というところをきちんとコーディネートできる人材がいないと、結果として人が来ないので、福祉避難所が回らない、開けない、備蓄も出せませんという状況がこれまで全部見えています。

その他、例えば事前に福祉避難所認定をしていないと、全国からボランティアさんを募集してたくさん来てくれても交通費の支弁ができません。

DMA Tや医療系はすぐに入ります。予算が付いているからです。しかし、明治時代からの災害の法律に関して言えば、福祉の概念は全く入っていませんので、福祉に対してお金が使われることは、今のところありません。それに対して、奥能登でお医者さんがどんなに来たところで、トイレ誘導やおむつ交換ができないという状況で地域住民が疲弊している状況があります。福祉団体に対してどうやって受け入れるのか。実際、大きな団体がボランティアさんを募集して、能登半島に送りますと言っていますが、実際にコーディネートできていないケースをずっと見ています。うちの団体ではないから入れませんか、金沢市から勝手に行ってくださいなど、そもそも手取り 25 万円ぐらいの介護職員が、自分の休みを取って、5 万円使って、能登半島に支援に行けるかといったらなかなか行けません。

同様のことは神奈川で災害が起きたときにも起こると思います。それに対する、もう少し綿密なシミュレーションを持って、備蓄ではなく人に対してお金を使って、人が来てくれる体制をどのように作るのかといったことを考えるべきではないかと思って話を聞いておりましたが、見解としてはいかがでしょうか。

(事務局・地域福祉課副課長)

障害福祉人材の話ですが、58 ページの図に載っている障害福祉魅力度アップなどがあります。目標値を明確に掲げているわけではありませんが、今週、障害サービス事業所の就労の実態調査の結果を記者発表したところです。調査によると約半数近くの事業所から人材不足の声があがっています。

介護の方の実態はこれまでも国で把握してきたところですが、人材不足については、ここで初めて、県で調査を実施したところなので、委員の皆様方のご意見などを踏まえながら進めていきたいと考えているところです。今回お示しした若手リーダーの養成や事業所へのコンサルティングの派遣、魅力発信のコンテンツの開発はすべて県の直接実施を考えているところです。

人材獲得となりますと、今、すでに現場で働いていらっしゃる方の声を一般の方に伝えて就職につなげていくというところに力を入れたいと考えておりますので、ご意見など伺いながら、リーダーの養成、魅力発信などを進めていけたらと考えております。

(加藤(忠) 委員)

予算を使う以上は、きちんと目標値を出さないと。やったけど、あまり集まりませんでした、開催したけど人が来られませんでした、ではつまらないので、そこはやはり出すべきではないかなと思っています。イメージはこれまでも厚労省もずっと取り組んでいますが、イメージだけではやはり人材は増えません。

例えば神奈川県ですと、三浦市や山北町などは、介護保険でいっても地域加算は低く、横浜は高い。それに対して、神奈川県の最低賃金は一律です。また例えば障害者分野の施設は、どちらかという横浜市の真ん中というよりは、分散されている傾向にあります。が、神奈川県内でもあまり人がいないところの事業所はどんどん閉鎖せざるを得ない状況に追い込まれます。

国の問題だとは思いますが、県として、横浜にしか介護事業所がない、福祉事業者がない、といったことになってしまうことも含めて、実質的な対策を考えた方がよい段階にきていると思っておりますので、ぜひご検討いただきたいなと思います。

(事務局・総務室長)

福祉避難所についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

たしかに、福祉避難所を公開すると、そこに福祉的な支援が必要でない、一般の方が押し寄せてしまうという理由で、公開されてない市町村はかなりあるという認識でございます。当初そういう考えだったが、「ここは一般の方が避難するところではありませんよ」という周知と併せて、公開に踏み切っている市町村も出てきていますので、そういった例を、各市町村との定例的な会議で紹介しながら、福祉避難所の設置の促進に向けて、県も協力をしていきたいと思っております。

一方、この資料に書いてありますように、福祉専門人材のボランティアを育成して、避難所に派遣しようと考えていますが、能登半島のように被害が広域にわたると、地元のボランティアは駆けつけられないので、DWA Tの仕組みを使って、他県から来た人材をどう振り分けていくのか、またその費用については、今国でも、福祉避難所あるいは自主避難所のようなところへの支援についても支弁の対象にしようという検討がされているようです。そのあたりを注視しながら避難所の設置、あるいは能登では金沢市内に1.5次避難所のようなものも開設しましたので、それらも含めて引き続き検討していきたいと思っております。

(加藤(忠) 委員)

思うところはたくさんありますが、実際、後から自主的に避難所を作ったり、自分たちの介護事業所で、インフラがガタガタで高齢者を逃がすことができないので、そこで見ますっていったことに関しては、基本的には後で福祉避難所の追認はされますが、実際の交通費支弁とかは、ものすごく絞られるケースばかりです。

もう立ちいかなくなってくるケースがありますので、おそらく神奈川県だと災害起こった場合は、沿岸部は結構広域的であるというのはわかっていることですので、恐らく人材は全く足りないこと、常日頃からの介護人材や福祉人材がある程度いる、ある程度きちんと収入があるというところを確保しない限りは、いつまでたっても、形だけ整えても、何の解決にもならないというのが、恐らく 3.11 から能登半島地震に至るまでの災害の教訓だと思いますので、ぜひ神奈川県が率先して、そういうことに対応できるような体制を組んでいただけたらと思います。

(委員長)

災害救助の法律関係で「福祉」という言葉が新たに入るということにもなりましたのでこの辺り、また期待していきたいと思います。

(事務局)

【資料 2 新たな地方独立行政法人の設立について】の説明

【質疑応答】

(鈴木委員長)

それでは本件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。

(林委員)

この法人の取組の中で、最大の特徴になっているのは、科学的な福祉の手法を取り入れることのご説明だと思います。イメージは何となくわかるのですが、これまでの研究でわかってきた知見とか、こういうことが数値化して置き換えられることができそうだという確認というか裏付けが高まってきたことによって、その手法を取り入れようということ判断されたと思いますが、具体的にその辺は、事例でいったらどういう知見が集まってきて、支援者の方々の表情をどのように数値化されるみたいなイメージなど、もう少し中身を教えていただきたいと思います。

それと関連して、研究部門というところがあって、色々な知見を積み重ねていったりしていくのだと思いますが、この研究部門というのは、どこかの専門機関と連携して取り組んでいこうとしているのか、全く県独自でゼロから積み上げてやっていくのか、進め方というか、どういう体制でやっていくのかというイメージを教えてください。

(事務局・障害サービス課長)

知見の積み上げについて、中井やまゆり園の独立行政法人化の準備を進めているところですが、ここの現場で今起きていることは、そもそもこの中井やまゆり園という強度行動障害の方が多く入所される中核施設となっている場所で、これまでの支援が、どちらか

という刺激を遮断するという事で、極端な例で申しますと、他の利用者と関わることで余計興奮してしまって行動障害が顕著になるということから、なるべく刺激を遮断するという支援が行われていました。その極端な例としては、居室の中に長時間閉じ込められた生活というのが送られている。そうすると人間は当然ですが、人との交流がなくなると表情がなくなり、何か行動を起こすとなったら、壁に自分の頭を打ち付けてみるなど、行動障害が逆に顕著となるような場面しかなかった状況です。

しかし、今行われている支援は、極力外に出ていく、地域に出ていくという 180 度これまでと違ったもので、無表情だった人が笑顔になり、今では、他の利用者さんの車椅子を押して、手伝いなどをするような状況に変わってきました。当然、活動が増えたことで人との交流が増えたことだと思いますが、今までの支援は当然のごとく刺激を遮断する生活で、それがよしとされてきました。どう変わるのがよいのか科学的に解明できれば、後戻りすることがない支援、要は再現性のある支援が、そこから生み出せるのではないかと考えているのが基本的なところ です。

ただ、利用者の方々の本当に向上した、良くなったということ、今何となく笑顔が増えて、人との交流で手伝いなどもできるようになりましたが、本人の満足度や幸福度、それから、体の機能面も含めて、こういうことをやるとこういう結果が生まれるのかを数値化する、指標化するものが、正直今はありません。色々な先行事例なども取り入れながら、まずは本人の状態の見える化を定量化する。それに対して様々なアプローチがあるので、どういった支援をすることが本人にいい影響があるのか、またそのいい影響が本人に出ることによって職員自身も、例えば、利用者さんの笑顔が増えれば、職員自身も働きがい・やりがいが出て、職員自身も笑顔になってくることが今、中井やまゆり園に見えてきています。利用者・職員双方の定量化、本人の状態の定量化を進めていきたいと考えているところです。今まで福祉分野ではそういった研究は行われておらず、我々だけではできないと思っているので、例えば来年度は様々な大学の方に関わっていただきながら、日中活動を地域で行うことの本人への与える影響などを、どのように指標ができるか、何が効果的なのかという先行研究として行っていきたいと思っています。場合によっては企業にも関わっていただくことも想定しているところです。

(林委員)

考え方はわかりますが、やはりピンとこないのは、現時点で何か測定できているものが見えなくて、イメージがわからないからです。そこを含めて、これからやっていくことの考え方はわかりますが、例えば、どういう指標化をするのかを具体事例を、少し見えるようにしていただかないと、この取組は周りから注目されると思うので、日々の積み重ねだと思います。そこはぜひ、やろうとしていることの具体的な指標を、どういう形になるのかというのは、プロセスをちゃんと見せていただいた方がいいと思います。

(事務局・障害サービス課長)

今顕著に出ている例としましては、日中活動に出ることによって、生活リズムが整い、睡眠障害があったような方が、睡眠がしっかりとれるようになり、食事もとれ、排泄もできるようになってきました。体全体も良くなり、栄養がなかなか吸収できなかったものが吸収できるようになってきたということも、見えてきているところではありますが、まだ本当にほんの一部で、何を指標としてとるべきなのかは、正直、手探りの状態です。

(長野委員)

8 ページ 「法人職員の確保に向けた取組」について、県職員の派遣やプロパー職員の確保などと書かれておりまして、その下に第 1 回の職員採用試験の概要のところでも募集分野、福祉職と書いています。実は先般、中井やまゆり園の看護職の確保に関する実態についてお話を聞きまして、なかなか人材確保が難しい。そして具体的には慢性疾患の経過がフォローアップしておらず、重症化しているという状況が確認されたとか、夜間に看護職員の配置がないため、吸引の必要な方がいる場合の対応ができないなど非常に看護人材の確保が難しいというお話を聞きました。そこで、看護職についても県職員の派遣は可能であるのか、伺いたいと思います。

(事務局・独立行政法人化担当課長)

新たな独立行政法人について、基本的には県と別の組織になりますので、プロパー職員が主体となると考えておりますが、看護職員の重要性は確かにおっしゃる通りですので、確保できない場合は、派遣職員も検討していきたいと考えております。

(田中委員)

先ほど質問があったのと同じなので、簡単に意見だけ述べさせていただくということで、回答は障害サービス課長のもので結構でございます。やはりソーシャルワーカーの立場としましては、科学的な福祉というワードに、申し訳ないですが、違和感があるというところです。本当に医療や看護とカリハビリテーションの分野でも、いわゆる機能モデルから QOL とか、全人的復権とか、それから福祉の分野でも、医学的モデルから、生活モデルとか、社会モデルとか、そういう形で変化してきた中で、福祉を科学するということは結果的には必要ですが、やはり科学的な再現性ということになりますと、恐らくそういった知見に縛られた対応といえますか。今までも、中井やまゆり円は発達支援センターという、きちんとした専門機関など、助言をする機構をもっていたわけで、そういうところで、逆に職員の柔軟な関わり方とか、トライとか、そういったものを、逆に再現性という名前で縛っていくと、非常に違った部分になってしまうのではないかという点も配慮して、運営していただきたいと思います。

(事務局・障害サービス課長)

福祉で大切にしてきたあたたかさや、やさしさは一番であると思っているので、そういったことも含めて、この科学的な支援、再現性のある支援というのはやはり考えていかなければいけないと思っています。また色々なところでこちらの考えていることをお伝えしながら、皆様のお知恵も拝借しながら進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(田中委員)

私も総合リハビリテーションの中で、重心施設などの福祉の領域でやってきたものですから、専門家の知見というのは重々承知していますが、福祉というのは人と人だろうと思っていますので、よろしくお願いいたしますと思います。

(鈴木委員長)

福祉と科学が両立していくように非常にチャレンジングな取組ですのでぜひよろしくお願いいたしますと思います。他にございますでしょうか。ございませんでしたら、お手元に参考資料の 2 と 3 で、募集案内と、受験案内がお届けされていると思います。県の事務局の方からも、良い人材を確保することが非常にポイントになるということで、ぜひ皆様のお力も借りたいというような要請をいただいています。思い当たるところにお声がけいただくなど、それぞれの立場でお進めいただければ大変ありがたいと思います。詳しいことについては事務局にお聞きいただければ、お答えするということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【資料 3 ともに生きる社会の実現に向けた取組について】説明

【質疑応答】

(鈴木委員長)

それでは、本件につきましてご意見ご質問よろしくお願いいたします。

(意見、質問なし)

(鈴木委員長)

事務局からもご説明ありましたように、事件から 8 年以上経っていますので、この周知方法はこれから工夫が必要な時期に入っています。皆様方からも何か良いご提言ありましたら、忌憚なくおっしゃっていただきたいと思います。

それでは、質疑につきましては、この程度にしたいと思います。様々なご意見いただきましたので、事務局におかれても、しっかりそれを踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

います。

最後でございますが、その他も含めまして全般を通じて何かご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

この場でなくてももし、終了後でも、ご意見ご質問等ございましたら、事務局にメールなり電話なりでご連絡いただければと思います。

それでは本日の会議はこれで終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局・福祉子どもみらい局総務室長)

皆様どうもありがとうございました。以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回社会福祉審議会は閉会いたします。